

山梨県警察本部訓令第4号

山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月15日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令等の一部を改正する訓令

(山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令の一部改正)

第1条 山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令(昭和42年山梨県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「韮崎警察署」を「甲斐警察署」に改める。

(山梨県警察電話県内通話に関する訓令の一部改正)

第2条 山梨県警察電話県内通話に関する訓令(昭和45年山梨県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「韮崎交換室」を「甲斐交換室」に、「ニラ」を「カイ」に改める。

(山梨県警察のブロック体制に関する訓令の一部改正)

第3条 山梨県警察のブロック体制に関する訓令(昭和47年山梨県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「韮崎ブロック」を「甲斐ブロック」に、「韮崎警察署」を「甲斐警察署」に改める。

(山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令の一部改正)

第4条 山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令(平成13年山梨県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「韮崎警察署」を「甲斐警察署」に、「韮」を「甲斐」に改める。

(山梨県警察職員の定数配置に関する訓令の一部改正)

第5条 山梨県警察職員の定数配置に関する訓令(平成19年山梨県警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「韮崎」を「甲斐」に改める。

(山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令の一部改正)

第6条 山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令(平成25年山梨県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1警察署の項中「韮崎」を「甲斐」に改める。

(山梨県警察被留置者の留置に関する訓令の一部改正)

第7条 山梨県警察被留置者の留置に関する訓令(昭和52年山梨県警察本部訓令第1

号)の一部を次のように改正する。

別表中「葦崎」を「甲斐」に改める。

(幹部警察官捜査実務修習要綱の一部改正)

第8条 幹部警察官捜査実務修習要綱(昭和36年山梨県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「葦崎」を「甲斐」に改める。

(山梨県警察公安捜査隊に関する訓令の一部改正)

第9条 山梨県警察公安捜査隊に関する訓令(平成16年山梨県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3、別表第4及び別表第5中「葦崎」を「甲斐」に改める。

(山梨県警察第二機動隊に関する訓令の一部改正)

第10条 山梨県警察第二機動隊に関する訓令(昭和41年山梨県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「葦崎」を「甲斐」に、
「

葦
崎

」を「

甲
斐

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月6日から施行する。

山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令新旧対照表（第1条関係）

新				旧			
別表第2（第3条関係） 警察署の課及び係別分掌事務							
警察署	課	係	分掌事務	警察署	課	係	分掌事務
略							
甲斐警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項	略	略	略	略
		遺失物					
略							
略							
略							

山梨県警察電話県内通話に関する訓令新旧対照表（第2条関係）

新					旧				
別表（第59条関係） 「交換室略号表」					別表（第59条関係） 「交換室略号表」				
交換室名	略号	交換室名	略号	交換室名	略号	交換室名	略号	交換室名	略号
本部交換室	山ナシ	甲斐交換室	カイ	韮崎交換室	ニシ	日下部交換室	ニラ	日下部交換室	クサ
略					略				

山梨県警察のブロック体制に関する訓令新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
<p>(ブロック編成) 第2条 広域的警察活動を行うため、県下を次表のとおり4ブロックに分ける。</p>							
ブロック名称	ブロック編成警察署	センター警察署	副センター警察署	ブロック名称	ブロック編成警察署	センター警察署	副センター警察署
略				略			
<u>甲斐ブロック</u>	甲斐警察署、南アルプス警察署及び北杜警察署	甲斐警察署	南アルプス警察署	<u>韮崎ブロック</u>	韮崎警察署、南アルプス警察署及び北杜警察署	韮崎警察署	南アルプス警察署
略				略			

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令新旧対照表（第4条関係）

新		旧	
別表第3（第18条関係） 警察署の文書記号		別表第3（第18条関係） 警察署の文書記号	
所属名	課名	記号	記号
略 甲斐警察署 略	略	略 甲斐 略	略

山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令新旧対照表（第6条関係）

新				旧			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
宿日直勤務の名称	宿日直勤務の場所	宿日直勤務の人員		宿日直勤務の人員	宿日直勤務の場所	宿日直勤務の人員	
		宿直	日直			宿直	日直
略				略			
警察署	略	略		警察署	略	略	
	<u>甲斐</u>				<u>韮崎</u>		
	略				略		

山梨県警察被留置者の留置に関する訓令新旧対照表（第7条関係）

新							旧						
別表（第24条関係） 男性被留置者の委託留置順位							別表（第24条関係） 男性被留置者の委託留置順位						
順位	1	2	3	4	5	6	順位	1	2	3	4	5	6
委託署	南甲府	笛吹	南アノブ ^ス	甲斐	富士吉田		委託署	南甲府	笛吹	南アノブ ^ス	甲斐	富士吉田	
甲府	南甲府	南アノブ ^ス	笛吹	甲斐	富士吉田		甲府	南甲府	南アノブ ^ス	笛吹	甲斐	富士吉田	
南甲府	南甲府	甲斐	笛吹	富士吉田			南甲府	南アノブ ^ス	甲斐	笛吹	富士吉田		
南アノブ ^ス	南アノブ ^ス	南甲府	南甲府	南甲府	富士吉田		南アノブ ^ス	南アノブ ^ス	南甲府	南甲府	南甲府	富士吉田	
甲斐	南アノブ ^ス	南甲府	南甲府	南甲府	富士吉田		甲斐	南アノブ ^ス	南甲府	南甲府	南甲府	富士吉田	
北杜	甲斐	南アノブ ^ス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田	北杜	甲斐	南アノブ ^ス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田
鵜沢	南アノブ ^ス	南甲府	甲府	甲斐	笛吹	富士吉田	鵜沢	南アノブ ^ス	南甲府	甲府	甲斐	笛吹	富士吉田
南部	南アノブ ^ス	南甲府	甲府	甲斐	笛吹	富士吉田	南部	南アノブ ^ス	南甲府	甲府	甲斐	笛吹	富士吉田
笛吹	甲府	南甲府	南アノブ ^ス	甲斐	富士吉田		笛吹	甲府	南甲府	南アノブ ^ス	甲斐	富士吉田	
日下部	笛吹	南甲府	甲府	南アノブ ^ス	甲斐	富士吉田	日下部	笛吹	南甲府	甲府	南アノブ ^ス	甲斐	富士吉田
富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	甲斐	南アノブ ^ス		富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	甲斐	南アノブ ^ス	
大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アノブ ^ス	甲斐	大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アノブ ^ス	甲斐
上野原	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アノブ ^ス	甲斐	上野原	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アノブ ^ス	甲斐

幹部警察官捜査実務修習要綱新旧対照表（第8条関係）

新	旧
<p>(修習方法) 第12条 この修習は、次の各号に掲げる方法によつて行うものとする。 (1) 修習を行う場所は、刑事企画課及び主として甲府、南甲府、南ア ルプス、<u>甲斐</u>の本部近接の各警察署（以下「修習先警察署」とす る。） (2)～(5) 略</p>	<p>(修習方法) 第12条 この修習は、次の各号に掲げる方法によつて行うものとする。 (1) 修習を行う場所は、刑事企画課及び主として甲府、南甲府、南ア ルプス、<u>韮崎</u>の本部近接の各警察署（以下「修習先警察署」とす る。） (2)～(5) 略</p>

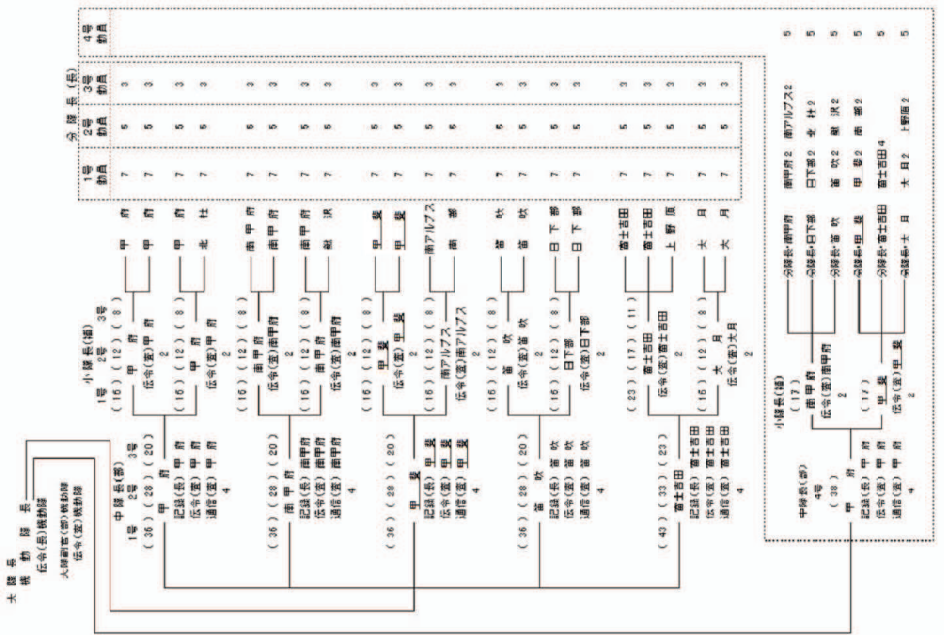
新										旧									
別表第3（第4条関係） 公安捜査隊員差出区分表（1号動員）										別表第3（第4条関係） 公安捜査隊員差出区分表（1号動員）									
所属	階級	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查（長）	計	所属	階級	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查（長）	計				
略								略											
甲斐	〃	略						韮崎	〃	略									
略								略											
別表第4（第4条関係） 公安捜査隊員差出区分表（2号動員）										別表第4（第4条関係） 公安捜査隊員差出区分表（2号動員）									
所属	階級	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查（長）	計	所属	階級	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查（長）	計				
略								略											
甲斐	〃	略						韮崎	〃	略									
略								略											
別表第5（第4条関係） 公安捜査隊員差出区分表（3号動員）										別表第5（第4条関係） 公安捜査隊員差出区分表（3号動員）									
所属	階級	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查（長）	計	所属	階級	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查（長）	計				
略								略											
甲斐	〃	略						韮崎	〃	略									
略								略											

新

別表(第4条関係)

山梨県警察第二機動隊編成表

部隊員	大本	合計
1号動員	22	213人
2号動員	17	166人
3号動員	12	119人
4号動員	12	54人



旧

別表(第4条関係)

山梨県警察第二機動隊編成表

部隊員	大本	合計
1号動員	22	213人
2号動員	17	166人
3号動員	12	119人
4号動員	12	54人

